

医 第 9 6 8 号

平成 2 3 年 7 月 2 5 日

千葉市・船橋市・柏市保健所長
各保健所長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

公共施設等における無免許者のあん摩、マッサージ、指圧行為等の防止について
このことについて、社団法人千葉県鍼灸マッサージ師会会長から別添のとおり要望が
ありましたので、写しを送付します。

公共の温泉施設等への周知方、よろしくお願いします。

なお、下記団体へは通知済みです。

記

千葉県老人保健施設協議会

(社) 千葉県高齢者福祉施設協会

(社) 全国有料老人ホーム協会千葉県連絡協議会

(福) 千葉県社会福祉協議会

担当者
千葉県健康福祉部
医療整備課管理指導室 斎藤
電話 043-223-3884



平成 23年 7月 20日

千葉県知事 殿

社団法人 千葉県鍼灸マッサージ師会
会 長 越 川 和 夫

公共施設等における無免許者のあん摩、マッサージ、
指圧行為等の防止について（要望）

謹啓 時下、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より鍼灸マッサージ業界に対しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申
上げます。

さて、御承知のとおり、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうを業とし
て行うには国家資格である免許が必要となっております。国家資格を持たない
無免許者があん摩、マッサージ等の行為を業として行った場合、「あん摩マッサ
ージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（法律第217号）により処罰の
対象となります。また、無免許で施術を行った者だけでなく、無免許者である
ことを承知の上で施術を依頼した施設側も、同法に抵触する恐れがあります。

近年、県内のホテルや旅館等においてこのような無免許者が「カイロ」「整体」
「ボディケア」等と称してマッサージ行為を行っているような事例が多くあり
県警による摘発事例も出てきております。

つきましては、公共の福祉、そして市民の健康を守る上でも公共の温泉施設
や介護施設等におきましては無免許者を受け入れないよう強く要望させていた
だきます。また、公民館等における無免許者主催の「整体教室」等の場所の提
供につきましては慎重にご対応くださるよう、重ねてお願い申し上げます。

謹白



知っていますか？

「無免許者」によるマッサージ行為が見受けられます。

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの医療行為には

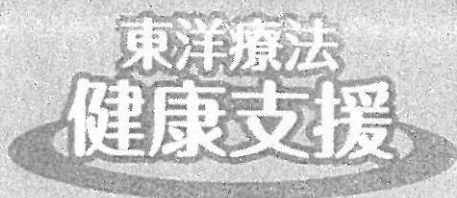
それぞれの国家資格が必要です。

整体・カイロプラクティックなど、国家資格を持たない者が

あん摩マッサージ指圧を仕事とすることはできません。

惑わされないよう注意しましょう。

あん摩マッサージ指圧、
はり、きゅうには
国家免許が必要です。



社団法人

全日本鍼灸マッサージ師会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目12番17号 全鍼師会会館内
TEL 03-3359-6049(代) FAX 03-3359-2023
Eメール zensin@zensin.or.jp URL <http://www.zensin.or.jp>